

## 平成30年第2回江差町議会定例会資料

資料1：江差町税条例等の一部改正の概要等【承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要等【承認第2号関係】	…P 4 3
資料3：江差町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の概要等【承認第3号関係】	…P 4 5
資料4：子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P 4 8
資料5：江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 5 0
資料6：水堀排水機場機能診断・機能保全計画策定【議案第3号関係】	…P 5 1
資料7：入札状況調書【議案第5号関係】	…P 5 2
資料8：農業委員会委員の任命の概要【同意第1号～第13号関係】	…P 5 3



江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要	施 行 日
○ 第20条 (年当たりの割合の基礎となる日数)	<b>1 規程の整備</b> 第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備	平成30年4月1日
○ 第23条① (町民税の納税義務者等)	<b>2 法律改正にあわせて改正</b> 所要の規定の整備	平成32年4月1日
○ 第23条① (町民税の納税義務者等)	<b>3 法律改正にあわせて改正</b> 人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定(第48条第10項から第12項までの規定)を適用しないこととする。	平成32年4月1日
○ 第24条① (個人の町民税の非課税の範囲)	<b>4 法律改正にあわせて改正</b> 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所要要件引き上げに伴う改正 ※1,250,000円 ⇒ 1,350,000円	平成33年1月1日
○ 第24条② (個人の町民税の非課税の範囲)	<b>5 政令改正にあわせて改正</b> 控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備 ※控除対象配偶者 ⇒ 同一生計配偶者	平成31年1月1日
○ 第24条② (個人の町民税の非課税の範囲)	<b>6 政令改正にあわせて改正</b> 均等割非課税限度額の引き上げ ※現行規定の均等割算定額に100,000円を加算した金額とする	平成33年1月1日
○ 第31条 (均等割の税率)	<b>7 法律改正にあわせて改正</b> 所要の規定の整備	平成30年4月1日
○ 第34条の2 (所得控除)	<b>8 法律改正にあわせて改正</b> 基礎控除額に所要要件を創設する改正 ※前年の合計所得金額が2,500万円以下である旨を規定	平成33年1月1日
○ 第34条の6 (調整控除)	<b>9 法律改正にあわせて改正</b> 調整控除額に所要要件を創設する改正 ※前年の合計所得金額が2,500万円以下である旨を規定	平成33年1月1日
○ 第36条の2	<b>10 法律改正にあわせて改正</b>	平成31年1月1日

江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要	施 行 日
<p>(町民税の申告)</p> <p>○ 第36条の2② (町民税の申告)</p> <p>○ 第47条の3 (特別徴収義務者)</p> <p>○ 第47条の5 (年金所得に係る仮特別徴収 税額等)</p> <p>○ 第48条 (法人の町民税の申告納付)</p>	<p>年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し</p> <p><b>11 省令改正にあわせて改正</b> 所要の規定の整備</p> <p><b>12 法律改正にあわせて改正</b> 所要の規定の整備</p> <p><b>13 法律改正にあわせて改正</b> 所要の規定の整備</p> <p><b>14 法律改正にあわせて改正</b> ○租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定(第2項及び第3項) ※<u>太法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定(第10項～第12項)</u> ○<u>その他所要の規定の整備</u></p>	<p>平成30年4月1日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>平成30年4月1日 ※部分については 平成32年4月1日</p>
<p>○ 第52条 (法人の町民税に係る納期限 の延長の場合の延滞金)</p>	<p><b>15 法律改正にあわせて改正</b> 納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等が増額更正等により納付すべき税額(その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る)のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定</p>	<p>平成30年4月1日</p>
<p>○ 第92条 (製造たばこの区分)</p> <p>○ 第92条の2 (たばこ税の納税義務者等)</p>	<p><b>16 法律改正にあわせて改正</b> 製造たばこの区分を新たに創設</p> <p><b>17 条例の条ズレによる改正</b></p>	<p>※第1条改正 平成30年10月1日</p> <p>※第1条改正 平成30年10月1日</p>

江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要	施 行 日
○ 第93条の2 (製造たばこのみならず場合)	<b>18 法規定の新設にあわせて新設</b> 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、前2者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者その他これらに準ずるものとして総務省令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入したのものについては、製造たばこことみなすこととするもの	※第1条改正 平成30年10月1日
○ 第94条 (たばこ税の課税標準)	<b>19 法律改正にあわせて改正</b> 加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とする(平成30年10月1日から5年間かけて段階的に以降)等の規定の整備 《 施行日 》 ※第1条改正 平成30年10月1日 ※第2条改正 平成31年10月1日 ※第3条改正 平成32年10月1日 ※第4条改正 平成33年10月1日 ※第5条改正 平成34年10月1日	※第1条改正 平成30年10月1日 (その他施行日は改正概要に記載)
○ 第95条 (たばこ税の税率)	<b>20 法律改正にあわせて改正</b> たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるもの 《 施行日 》 ※第1条改正 平成30年10月1日 ※第3条改正 平成32年10月1日 ※第4条改正 平成33年10月1日	※第1条改正 平成30年10月1日 (その他施行日は改正概要に記載)
○ 第96条 (たばこ税の課税免除)	<b>21 条例の条ズレによる改正</b>	※第1条改正 平成30年10月1日
○ 第98条 (たばこ税の申告納付の手続)	<b>22 規定の整備</b> 第92条の条ズレに伴う措置	※第1条改正 平成30年10月1日
○ 附則第3条の2 (延滞金の割合等の特例)	<b>23 規定の整備</b> 第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備	※第1条改正 平成30年10月1日  平成30年10月1日

江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要	施 行 日
○ 附則第4条 (納期限の延長に係る延滞金の特例)	<b>24 規定の整備</b> 第52条の改正に伴う所要の規定の整備	平成30年10月1日
○ 附則第5条 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)	<b>25 法律改正にあわせて改正</b> 所得割非課税限度額の引き上げ ※ 現行規定の均等割算定額に100,000円を加算した金額とする	平成33年10月1日
○ 附則第10条の2 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	<b>26 法律改正にあわせて改正 条例の項ズレによる改正</b> ※ 第1条改正中 附則第10条の2第26項の改正は生産性向上特別措置法の施行の日より施行	※ 第1条改正 平成30年4月1日 (附則第10条の2第26項を除く) ※ 第2条改正 平成31年4月1日
○ 附則第10条の3③～⑪	<b>27 政令改正等にあわせて改正</b> 政令改正に伴う条項のズレ対応	平成30年4月1日
○ 附則第10条の3⑫	<b>28 規定の新設にあわせて新設</b> 改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申請 について規定	平成30年4月1日
○ 附則第11条 (土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に關する用語の意義)	<b>29 規定の整備</b> 対象年度の改正 ※ 平成27年度 ⇒ 平成30年度 ※ 平成29年度 ⇒ 平成32年度	平成30年4月1日
○ 附則第11条の2 (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)	<b>30 法律改正にあわせて改正</b> 対象年度の改正 ※ 平成28年度 ⇒ 平成31年度 ※ 平成29年度 ⇒ 平成32年度	平成30年4月1日
○ 附則第12条 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)	<b>31 法律改正にあわせて改正</b> 対象年度の改正 ※ 平成27年度 ⇒ 平成30年度 ※ 平成29年度 ⇒ 平成32年度	平成30年4月1日

江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要	施 行 日
○ 附則第13条 (農地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)	<b>32 法律改正にあわせて改正</b> 対象年度の改正 ※平成27年度 ⇒ 平成30年度 ※平成29年度 ⇒ 平成32年度	平成30年4月1日
○ 附則第15条 (特別土地保有税の課税の特例)	<b>33 法律改正にあわせて改正</b> 対象年度の改正 ※平成27年度 ⇒ 平成30年度 ※平成29年度 ⇒ 平成32年度 ※平成30年3月31日 ⇒ 平成33年3月31日	平成30年4月1日
○ 附則第17条の2 (優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)	<b>34 法律改正にあわせて改正</b> 租税特別措置法の改正に伴う条ズレ対応	平成31年1月1日
○ 平成27年改正条例 附則第6条 (町たばこ税に関する経過措置)	<b>35 法律改正にあわせて改正</b> 平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するもの	※第1条改正 平成30年10月1日

江差町税条例 新旧対照表 (第1条による改正)

改正後	改正前
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 町民税は、第1号の者に対しては、均等割額及び所得割額の合算額により、<u>第3号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては、均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により</u>課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)</u>の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定により</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しないものについては、この限りでない。</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項、第50条第2項、第52条</u> <u>第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に</u> <u>定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合</u> <u>は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 町民税は、第1号の者に対しては、均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額によつて、<u>第2号及び第4号の者に対しては、均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>人とみなして、この節</u> <u>規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。</u>)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しないものについては、この限りでない。</p>



改正後	改正前
<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者が前年の合計所得金額が<u>1,350,000円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が280,000円に、その者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額に<u>100,000円</u>を加算した金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>（均等割の税率）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の右欄に定める額とする。</p> <p>（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額を、それぞれの者の前年の所得について</p>	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者が前年の合計所得金額が<u>1,250,000円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が280,000円に、その者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>（均等割の税率）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。</p> <p>（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額を、それぞれの者の前年の所得について</p>

改正後	改正前
<p>て算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合に掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払</p>	<p>て算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者</p> <p>については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合に掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払</p>

改正後	改正前
<p>報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月1日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は施行規則</p>	<p>報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額</p> <p><u>若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)</u>については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第2項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月1日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は施行規則</p>

改正後	改正前
<p>第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならぬ。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により <u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。</u>)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、<u>3月15日までに、同項の申告書を町長に提出することができる。</u></p> <p>6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、<u>第23条第1項第1号に掲げる者のうち、所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</u></p> <p>7 町長は、町民税の賦課徴収について、必要があると認める場合には、<u>第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在、その他必要な事項を申告させることができる。</u></p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、<u>新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。</u></p> <p>(特別徴収義務者)</p> <p>第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る</p>	<p>第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならぬ。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて <u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。</u>)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、<u>3月15日までに第1項の申告書を町長に提出することができる。</u></p> <p>6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合において、<u>第23条第1項第1号の者</u>のうち、<u>所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者</u>又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>7 町長は、町民税の賦課徴収について、必要があると認める場合において、<u>第23条第1項第2号の者</u>に、3月15日までに賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、<u>新たに第23条第1項第3号又は第4号の者</u>に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(特別徴収義務者)</p> <p>第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る</p>

改正後	改正前
<p>特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（<u>次条第1項</u>において「年金保険者」という。）とする。</p> <p>（年金所得に係る仮特別徴収税額等）</p> <p>第47条の5 当該年度の初日に属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に於ける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収された特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2</p>	<p>特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（<u>以下この節</u>において「年金保険者」という。）とする。</p> <p>（年金所得に係る仮特別徴収税額等）</p> <p>第47条の5 当該年度の初日に属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に於ける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収された特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と</p> <p>、前条第1項及び第2</p>

改正後	改正前
<p>項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」に読み替えるものとする。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」に読み替えるものとする。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>4 <u>内国法人</u>  <u>又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額</u></p>	<p>2 <u>法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額</u></p>

改正後	改正前
<p>を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>8 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>



改正後	改正前
<p>1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>1 2 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、<u>法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</u></p> <p>（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第 5 2 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により一、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間での適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税割額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 1 項の申告</p>	<p>（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第 5 2 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によつて、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間での適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税割額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>3 <u>第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第</u></p>	<p>2 <u>法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項に規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(製造たばこの区分)</p> <p>第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p> <p>(1) 喫煙用の製造たばこ</p> <p>ア 紙巻たばこ</p> <p>イ 葉巻たばこ</p> <p>ウ パイプたばこ</p> <p>エ 刻みたばこ</p> <p>オ 加熱式たばこ</p> <p>(2) かみ用の製造たばこ</p> <p>(3) かぎ用の製造たばこ</p> <p>(町たばこ税の納税義務者等)</p>	<p>(町たばこ税の納税義務者等)</p>

改正後	改正前
<p>第92条の2 (略)</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第93条 (略)</p> <p><u>(製造たばことみなす場合)</u></p> <p>第93条の2 <u>加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡し</u>がされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「<u>特定加熱式たばこ喫煙用具</u>」という。)は、<u>製造たばこ</u>とみなして、この節の規定を適用する。この場合において、<u>特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「<u>売渡し等</u>」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ<u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、<u>紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、<u>同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。</p>	<p>第92条 (略)</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ<u>の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合</u></p>

改正後	改正前																				
	<p>において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>重 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1 グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1 グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2 グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	重 量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1 グラム	イ パイプたばこ	1 グラム	ウ 刻みたばこ	2 グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>重 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア パイプたばこ</td> <td>1 グラム</td> </tr> <tr> <td>イ 葉巻たばこ</td> <td>1 グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2 グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	重 量	1 喫煙用の製造たばこ		ア パイプたばこ	1 グラム	イ 葉巻たばこ	1 グラム	ウ 刻みたばこ	2 グラム
区 分	重 量																				
1 喫煙用の製造たばこ																					
ア 葉巻たばこ	1 グラム																				
イ パイプたばこ	1 グラム																				
ウ 刻みたばこ	2 グラム																				
区 分	重 量																				
1 喫煙用の製造たばこ																					
ア パイプたばこ	1 グラム																				
イ 葉巻たばこ	1 グラム																				
ウ 刻みたばこ	2 グラム																				
<p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ</u></p>																					

改正後	改正前
<p>を1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等 _____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ _____の本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラ</p>	<p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を _____本数に換算する場合の _____ 計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる _____製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、 _____製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量 _____に0.1グラ</p>

改正後	改正前
<p>ム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 <u>第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこの本数に換算する場</u>合における計算は、<u>売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごと</u>の1個当たりの同号ア又はイに定める金額を<u>合算し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>8 <u>前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごと</u>の1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 <u>前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p> <p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。</p> <p>(たばこ税の課税免除) 第96条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条の2</u>の規定を適用する。</p>	<p>ム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。</p> <p>(たばこ税の課税免除) 第96条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条</u>の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合に於ては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に於ては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセント</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の<u>売渡し又は同条第2項の売渡し</u>若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合に於ては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に於ては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセント</p>



改正後	改正前
<p>の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセント割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセント割合を加算した割合（当該加算した割合が7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u></p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により、延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が<u>当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日</u>が特例期間内に到来する場合には、<u>当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内</u>）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る<u>第52条第1項及び第4項</u>に</p>	<p>の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセント割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセント割合を加算した割合（当該加算した割合が7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条</u>に規定する延滞金の割合を<u>同項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により、延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が<u>特例期間後に到来するもの</u>）に</p> <p>定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該<u>提出期限までの期間内</u>）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る<u>第52条</u>に</p>

改正後	改正前
<p>規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち、年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合</u>（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の<u>数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する町の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する町の条例で定める割合は4分</p>	<p>規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u> 及び前条第2項の規定にかかわらず当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち、年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の<u>数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する町の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する町の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する町の条例で定める割合は4分</p>

改正後	改正前
の3とする。	の3とする。
4 法附則第15条第8項に規定する町の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	5 法附則第15条第8項に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
<u>5～6</u> (略)	<u>6～7</u> (略)
7 法附則第15条第29項第1号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	8 法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
8 法附則第15条第29項第2号に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	9 法附則第15条第30項に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
9 法附則第15条第29項第3号に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	10 法附則第15条第30項第1号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
10 法附則第15条第30項第1号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	11 法附則第15条第30項第2号に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
11 法附則第15条第30項第2号に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	12及び <u>13</u> (略)
12及び <u>13</u> (略)	14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。

改正後	改正前
<p><u>20</u> 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p><u>13</u> 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p><u>21</u> 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p><u>14</u> 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p><u>22～25</u> (略)</p>	<p><u>15～18</u> (略)</p>
<p><u>26</u> 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p>	
<p><u>27</u> 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p><u>19</u> 法附則第15条の8第4項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p>	<p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第22項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第38項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>1 2 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合には、<u>法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項</u>)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが、固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対</p>	<p>（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあつては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、<u>附則第13条の4の場合にあつては法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第6項及び第18条の3</u>)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが、固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対</p>



改正後	改正前
<p>して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年</p>	<p>して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年</p>

改正後	改正前
<p>度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の</p>	<p>度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の</p>

改正後	改正前
<p>額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>（略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用</p>	<p>額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>（略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用</p>

改正後	改正前
<p>がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

江差町税条例 新旧対照表 (第2条による改正)

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第46項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p>27 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第45項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p>27 (略)</p>

江差町税条例 新旧対照表 (第3条による改正)

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号)に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122</u>円とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号)に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692</u>円とする。</p>

江差町税条例 新旧対照表 (第4条による改正)

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (たばこ税法 (昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律 (平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1.00で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律 (平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1.00で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>



江差町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第5条による改正)

改正後	改正前
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第9 3条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡し)がされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条</p> <p>_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこととする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第9 4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>に掲げる方法により換算した</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>紙巻たばこの本数の</p> <p>合計数によるものとする。</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第9 3条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡し)がされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこととする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第9 4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、<u>第2号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び<u>第3号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p>

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合  <u>売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合は、<u>売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数について同項の規定により計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 (略)</p>

江差町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第6条による改正)

改正後	改正前
<p>(町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>江差町税条例第95条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき 2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき 3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成<u>31年9月30日</u>まで 千本につき 4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(江差町税条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等という。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の</p>	<p>(町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき 2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき 3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成<u>31年3月31日</u>まで 千本につき 4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等という。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の</p>

改正後	改正前																														
<p>課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき430円とする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売するため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 1120 1348 1993"> <thead> <tr> <th>第5項</th> <th>前項</th> <th>第13項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>平成31年10月31日</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>平成32年3月31日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第5項	前項	第13項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	平成31年10月31日	第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	(略)			<p>課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき430円とする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき1,262円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 2016 1348 1993"> <thead> <tr> <th>第5項</th> <th>前項</th> <th>第13項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>平成31年4月30日</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>平成31年9月30日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第5項	前項	第13項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	平成31年4月30日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日	(略)		
第5項	前項	第13項																													
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																													
	平成28年5月2日	平成31年10月31日																													
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日																													
(略)																															
第5項	前項	第13項																													
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																													
	平成28年5月2日	平成31年4月30日																													
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日																													
(略)																															

改正条項	改正概要
<p>○第23条関係 (保険税の軽減)</p>	<p><b>1 低所得者の保険税に対する財政支援の強化（応益割保険税の軽減対象世帯の拡大）</b></p> <p>① 2割軽減の拡大・・・軽減対象となる基準額を引き上げる。（収入ベースで1人あたり1万円増額）                  (現行) 基準額 33万円+49万円×被保険者数 (給与収入 約283万円 3人世帯)                  (改正後) 基準額 33万円+50万円×被保険者数 (給与収入 約287万円 3人世帯)</p> <p>② 5割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる。【収入ベースで1人あたり5千円増】                  (現行) 基準額 33万円+27万円 ×被保険者数 【給与収入 約188万円、3人世帯】                  (改正後) 基準額 33万円+27万5千円×被保険者数 【給与収入 約190万円、3人世帯】</p> <p>※ 給与収入、3人世帯の場合</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には540,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>500,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には540,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>270,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>490,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>

## 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2新設について

### 1. 経緯

平成30年4月1日より『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が施行されることを受け、『高齢者の医療の確保に関する法律』第55条の2の規定が新設される。

### 2. 第55条の2の概要

平成30年4月1日以降、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。

#### (1) 年齢到達による資格取得の場合（75歳）

道外の住所地特例施設に入所（居）し、江差町国保の住所地特例該当者が75歳に達した場合、75歳に達する3ヶ月前に町民福祉課国保担当者から後期担当者へ「年齢到達予定国保住所地特例者一覧」を提供し、後期担当者は記載内容を整備したのうち、北海道後期広域連合へ一覧を送付する。北海道後期広域連合は、現住所地の都府県後期広域連合へ該当者の情報を提供するとともに、資格取得処理・所得の把握を行い、75歳に達する1か月前に被保険者証を作成し江差町へ送付。江差町から対象者へ送付する。

#### (2) 障害認定による資格取得の場合（65～74歳）

道外の住所地特例施設に入所（居）し、江差町国保の住所地特例者が新たに障害認定を受け後期資格を取得する場合は、現住所地の後期担当者ではなく、江差町後期担当者へ申請を行う。

※誤って現住所地の後期担当者へ申請があった場合は、従前住所地の後期担当者へ申請を行いよう促す。

江差町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法 <u>第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u>に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした<u>際本町に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>最後に行つた法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る回号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)</u>第55条第1項又は第2項 <u>の</u>規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>これらの規定の適用を受けるに至つた</u></p> <p><u>際本町に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



江差町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被            保険者</p> <p>附 則</p> <p>第 2 条 削除</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴            収の特例)</p> <p>第 2 条 平成 20 年度における被扶養者であった被保険者 (法第 99 条            第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。) に            係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第 4 条第 1 項            の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>第 1 期 10 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 2 期 11 月 1 日から同月 30 日まで</p> <p>第 3 期 12 月 1 日から同月 25 日まで</p> <p>2 平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収            の方法によって徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項の規定を            適用する場合には、同項中「市 (町、村) 長が別に定める」と            あるのは、「10 月 1 日以後における市 (町、村) 長が別に定める時            期とする」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第 3 条 (略)</p>

子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <u>町長は</u>、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、<u>江差町に住所を有する世帯（生活保護法</u> <u>による被保護世帯を除く）に属する子どもに係る医療費から食事療養</u> <u>標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額</u> <u>という。）を助成する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(受給資格者の認定)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則の定め <u>るところにより、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>(受給資格証の交付)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定により、<u>認定の申請があつた場合において、</u> <u>医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該申請者に対し、</u> <u>受給資格証を交付する。</u></p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 医療費の助成は、受給資格者が<u>北海道内に所在する保険医療機</u> <u>関等で受診した場合は、その助成額</u>を<u>保険医療機関等に支払うこ</u> <u>とにより</u> _____ _____ <u>行うものとする。</u></p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <u>町は</u>、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、 <u>江差町に住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）</u> <u>による被保護世帯を除く）に属する子どもに係る医療費から食事療養</u> <u>標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額</u> <u>という。）を助成する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(受給資格者の登録)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則の定め <u>るところにより、資格登録申請書を提出して、子ども医療助成資格の</u> <u>登録を受けなければならない。</u></p> <p>(受給資格証の交付)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定により、<u>登録の申請があつた場合において、</u> <u>医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該申請者に対し、</u> <u>受給資格証を交付する。</u></p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 医療費の助成は、受給資格者が<u>江差町内に所在する保険医療機</u> <u>関等で受診した場合は、その助成する額を保険医療機関等に支払うこ</u> <u>とにより行い、江差町以外に所在する保険医療機関等で受診した場合</u> <u>には、保護者の申請に基づき保護者に支払うことにより行うものとする。</u></p>

子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 <u>町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められた場合、助成額を保護者に支払うことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>この条例は、平成30年8月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) ～ (9) (略)</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) ～ (9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p>

## 水堀排水機場機能診断・ 機能保全計画策定

### 1. 事業概要

#### きめ細やかな長寿命化対策

農業水利施設の老朽化に対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する取組を支援。

#### (ハード対策)

○機能保全計画に基づき老朽化した農業水利施設の長寿命化を図るために必要な補修や更新。

#### (ソフト対策)

○施設の健全度を確認するための機能診断及び長寿命化のための機能保全計画の策定

### 2. 実施要件

#### (ハード対策)

○長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施されるもので、総事業費200万円以上（受益面積要件なし）、受益者数2者以上、事業期間3年以内【補助率：1/2等】

#### (ソフト対策)

○事業期間1年以内【補助率・定額】

### 3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区 等

### 4. 事業内容

平成30年度において、水堀排水機場の機能診断の実施し保全計画を策定する。

【事業費】10,000千円

【財源内訳】

農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金（国費）



【イメージ図】

## 入札状況調書

資料 7

工 事 名	新陣屋団地 2 号棟建築主体工事	
工事場所	江差町字陣屋町 1 2 7 番地 6 他	
工事期間	自：平成 3 0 年契約日の翌日 至：平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日	
入札月日	平成 3 0 年 6 月 1 日	
契約月日	平成 3 0 年 6 月 1 日	仮契約
契約金額	一金 7 3, 2 2 4, 0 0 0 円	予定価格(税込み) 74, 250, 000 円

入札参加者	入札金額		摘 要
	1 回目	2 回目	
株式会社田畑建設	6 7, 8 0 0, 0 0 0	/	落札
亀田工業株式会社	6 8, 0 0 0, 0 0 0		
株式会社前田組	6 8, 3 0 0, 0 0 0		

※各社の入札金額については税抜き価格である。

## ○農業委員の任命に係る、議会の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号、以下「法」という）の改正（平成27年9月4日公布、平成28年4月1日施行）により、農業委員の選出方法が「農業者による選挙及び各団体等からの推薦」から、「市町村長が議会の同意を得て、任命する（法第8条第1項）」ことに変更となり、下記の条件が付されました。

- ・過半数を原則として認定農業者とする。（法第8条第5項。江差町においては13名中7名以上）
- ・農業者以外の者で、中立的で公正な判断をすることができる者を1名以上とする。（法第8条第6項）
- ・女性及び青年も積極的に登用する。（法第8条第7項。努力義務）

この改正に伴い、農業委員候補者より応募・推薦がありましたので、農業委員の任命について議会の同意を諮るものです。






農業委員会委員定数 13名（江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例第2条）

任期 平成30年7月27日から平成33年7月26日まで（3年間）





## ○同意第1号～第13号関係資料

※年齢は平成30年5月2日現在

同意 第1号	氏名	小笠原 裕章			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成18年7月から現在 農業委員 平成30年4月から現在 新函館農協理事 北海道指導農業士			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第2号	氏名	笠原 一雄			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成14年4月から平成30年4月まで 新函館農協理事 平成18年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第3号	氏名	栗田 功			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成25年11月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第4号	氏名	小林 克夫			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成9年7月から現在 農業委員 平成3年3月から平成21年10月まで 土地改良区理事 （平成6年から平成21年まで理事長）			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	

同意 第5号	氏名	佐藤 均			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成24年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第6号	氏名	佐藤 幸男			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成24年7月から現在 農業委員 平成18年9月から現在 土地改良区理事 (平成25年から現在 理事長)			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	
同意 第7号	氏名	従二谷 伸一			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	会社員			
	経歴	平成8年から平成24年まで 江差町議会議員 平成24年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	
同意 第8号	氏名	鈴木 朝雄			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	推薦	認定農業者の該当・非該当	該当	
	推薦者	[REDACTED]			
同意 第9号	氏名	中野 弘一			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	昭和63年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	



同意 第10号	氏名	畠山 克朗			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	高校卒業後就農 平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	推薦	認定農業者の該当・非該当	該当	
	推薦者	[REDACTED]			
同意 第11号	氏名	村田 雄一			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	高校卒業後就農 平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	推薦	認定農業者の該当・非該当	非該当	
	推薦者	[REDACTED]			
同意 第12号	氏名	山口 艶子			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業専従者			
	経歴	平成23年から現在 新函館花卉組合南部支部長 平成30年から現在 檜山南部花卉振興協会副会長			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	
	推薦者	[REDACTED]			
同意 第13号	氏名	吉田 喜代志			
	住所	檜山郡江差町字 [REDACTED]			
	生年月日	[REDACTED] [REDACTED]			
	職業	農業			
	経歴	平成21年7月から現在 農業委員 平成9年10月から平成21年10月まで土地改良区理事 平成21年10月から平成25年10月まで総括監事			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
	推薦者	[REDACTED]			

○認定農業者数：8名（小笠原裕章、笠原一雄、栗田功、佐藤均、鈴木朝雄、中野弘一、畠山克朗、吉田喜代志）

○農業者以外の者：1名（従二谷伸一）